

経済建設文教常任委員会会議録

<目 次>

経済建設文教常任委員会会議録	1
【開会】	3
【議案第 18 号】 矢板市火入れに関する条例の一部改正について	3
【議案第 19 号】 矢板市企業誘致条例の一部改正について	4
【議案第 20 号】 矢板市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について .	7
【議案第 21 号】 矢板都市計画事業木幡土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について .	8
【議案第 26 号】 矢板市営住宅及び矢板市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について...	9
【委員長報告】	9
【閉会】	9

1 日 時

令和3年3月1日（月）午前9時57分～午前10時24分

2 場 所

第2委員会室

3 出席委員（8名）

委員長 藤田 欽哉

副委員長 高瀬 由子

委員 掛下 法示 佐貫 薫 関 由紀夫

小林 勇治 宮本 妙子 今井 勝巳

4 欠席委員

なし

5 説明員（11名）

(1) 建設課（2人）

①建設課長 津久井 保

②管理住宅担当 和氣 千晴

(2) 都市整備課（2人）

- ①都市整備課長 柳田 豊
②都市計画担当 手塚 宏子
(3) 農林課 (2人)
①農林課長 和田 理男
②林政担当 斎藤 敦子
(4) 商工観光課 (2人)
①商工観光課長 小野崎賢一
②商工担当 藤田 仁美

- (5) 教育総務課 (1人)
①教育総務課長 小瀧 新平
(6) 水道課 (1人)
①水道課長 柳田 和久
(7) 総務課 (1人)
①行政担当 室井 泰宏

6 欠席説明員

なし

7 担当書記

黒崎 真史

8 付議事件

- 【議案第 18 号】 矢板市火入れに関する条例の一部改正について
【議案第 19 号】 矢板市企業誘致条例の一部改正について
【議案第 20 号】 矢板市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
【議案第 21 号】 矢板都市計画事業木幡土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について
【議案第 26 号】 矢板市営住宅及び矢板市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について

9 会議の経過及び結果 付議事件

【開会】

- 委員長（藤田欽哉） ただいま出席している委員は8名で、定足数に達しているの
で、会議は、成立している。ただいまから、経済建設文教常任委員会を開会する。
(9:57)
- 委員長 これより議事に入る。
本委員会に付託された案件は、議案付託表のとおり議案第18号から議案第21号
まで及び議案第26号の5件である。

【議案第18号】矢板市火入れに関する条例の一部改正について

- 委員長 はじめに、議案第18号を議題とする。提案者の説明を求める。
- 農林課長（和田理男） 議案書の60ページをお開き願う。
条文の朗読を省略し、改正の理由を説明する。この件については、現在矢板市と
して行っている押印の見直しに伴い、条例の一部を改正するもの。
61ページにあるとおり、火入れの許可を頂くための申請書については、火入れす
る者が申請をし、市長の許可を得ることになっているが、改正文にあるとおり「第
2条第2項中」とある別記様式第1が申請様式ということで、申請書そのものが条
例に組み込まれている現状。
したがって、この押印の見直しに伴い、まず本年度この条例を改正し、別記様式
第1である申請書をこの条例の本文から外し、要綱もしくは規則に定めた上で、来
年度適切に処理するための改正である。
説明は以上である。
- 委員長 これより議案第18号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
- 佐貫委員 2つ質問する。
様式について説明があったが、これは押印をしなくてもいいことになり、よっ
て、申請書を要綱で、その新しい申請書として運用するという認識をしたが、それ
でよいか。
- 農林課長 現在、別記様式に申請書があり、記名並びに印というふうに書かれてい
る。最終的には、見直しの段階でその部分が適切に改められるということになるか
と思う。その改める基準については、2月全員協議会で総務課長より話したとお
り、本人の確認が必要なもの、もしくは事実関係で法律、条例に基づき記名押印が
認められているもの等については従来どおり押印もしくは記名し、それ以外のもの
については、それを外していくということになるかと思うが、そのこの部分の最終
的な整理は、新年度改めて一括して行うことになるかと思う。

本年度は、あくまでもこの様式をまず条例から外す、その準備の段階と捉えていただきたいと思います。

○佐貫委員 もう一つ。第 17 条の「施行に関し必要な事項は、市長が別に定める」とあるが、条例にこの部分がなぜあるのか、その理由、目的を教えてください。

○農林課長 まさしくこの第 17 条が、この様式のことを指しており、「別に定める」ということが現在、本文に申請書が書かれ、条例上に定まっている。それを条例からまず外し、規則もしくは要綱でその必要な申請様式並びに許可様式を定めるということで、この第 17 条があるということ。

○委員長 佐貫委員、よろしいか。

○佐貫委員 はい。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ議案に対する討論はこれで終了する。

これより採決する。議案第 18 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決された。

【議案第 19 号】 矢板市企業誘致条例の一部改正について

○委員長 次に議案第 19 号議題とする。提案者の説明を求める。

○商工観光課長（小野崎賢一） 議案書の 62 ページをお開き願う。

こちらについては、矢板南産業団地のみならず、市内への企業誘致を推進し、地域経済の活性化及び雇用の維持拡大、維持確保を図るために条例の一部を改正するもの。

63 ページ、議案の朗読に代えて改正のポイントを説明する。

条例の第 2 条については用語の定義をしており、その第 2 号は対象施設を規定している。その施設に、ホテルまたは旅館、病院、オフィスを追加し、ただし書きで、風俗営業、政治活動または宗教活動を目的とする施設を除くという規定を追加している。条例改正後、誘致地域以外にも奨励金を出すことになるので、併せて語句の改正も行っている。「新規雇用者」は、改正前は別表に規定されていたので、第 2 条に規定することとした。

第 3 条の改正については、奨励金の種類を規定している。ホテル等立地奨励金、医療立地奨励金、オフィス立地奨励金を追加することとする。

第 4 条第 1 項第 1 号の規定だが、別表に交付要件を規定することから、第 1 号を

改正している。第3号については暴力団の排除規定、第4号については包括規定を設けている。

現行の第10条だが、農村地域工業等導入促進法の規定により、工業等を導入すべき地区に新設または増設した場合、固定資産税の課税を減免する規定があるが、条例の改正においては、市内全域を奨励金の対象地域とすることから、この規定を削除する。これにより第11条が繰り上がる。

別表については全面的に改正している。雇用奨励金、用地取得奨励金、借地借家奨励金については現行で誘致地域においてのみ交付となっているが、それを誘致地域以外にも交付するということになる。

形上、交付金額的には変わらないが、誘致地域以外にあっては倍となっている。裏を返せば、現行の誘致地域の交付額の2分の1を、誘致地域以外の地域に交付するということになる。

また、用地取得奨励金については、評価固定資産額の下限額が3,000万円から1億円に引き上げをしている。これは、奨励金の交付地域が拡大し、条例を制定した当初の平成15年度から期間が経過し、経済状況も変わっているため、引き上げを行っている。

ホテル等立地奨励金については、新設の場合には固定資産税相当額を5年、増設の場合には、固定資産税相当額を3年間交付することとする。なお、各年度2,000万円を上限としている。

医療立地奨励金については、医療施設を新設または増設をし、評価固定資産額が5億円以上で医療施設の操業開始に必要な新規雇用者が5人以上である場合に、医療施設の建設に要する費用の20%を交付する。ただし、1億円を限度とする。

オフィス立地奨励金については、オフィスの賃貸借契約が2年以上であり、操業開始に必要な常時雇用者が5人以上である場合に、オフィス月額賃料の2分の1を交付する。ただし、24か月を限度とし、一月は10万円を限度として交付することとする。

備考の欄だが、奨励金は1,000円以上とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。用地取得奨励金及び医療立地奨励金については、交付額が2,000万を超える場合には、15年以内の分割交付ができるという規定を設けている。

改正条例は令和3年4月1日から施行し、経過措置も設けている。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第19号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○佐貫委員 企業条例は非常に大事な条例だと思っているので、幾つか質問させていただく。

まず、拡大していくという方向性は賛成だと思うが、この補助割合等の数値は何を基準に決めたのかということと、他市町と比べて矢板市に出そうと思うには、やはりその基準がよりよいものである必要があると思う。なので、他市町より上なの

かどうか、まずこの2つについてお聞かせ願う。

○商工観光課長 まず、割合については、市内全域に拡大するというので、2分の1ということで決めさせてもらっている。特段、何%だから有利、ということでは決めてはいない。また、他市に比べて有利なのかという御質問だが、市内全域まで拡大するとなると、他市に行くことはないのかなど。他市に比べて、全域に奨励金の交付対象地域があるというのは、ほかにはないのかなど。那須塩原市などは聞くところによると、解釈の度合いにもよると思うが、市内全域と見られるというのは聞いている。ただ、市内全域というふうには言えるのは、他にはない。

○委員長 金額的にはどうか。

○商工観光課長 金額的にも矢板市は、奨励金の額は高いほうだと思う。

○佐貫委員 そこを踏まえて、この条例の仕組みを、確認がてらお聞きする。

ホテル、医療、オフィスは得出しです、という全協での話があったが、それ以外の業種というのは雇用奨励金、用地取得奨励金、借地借家奨励金は適用されて、それ以外の、固定資産相当とか建設費、賃貸借のお金などは優遇されないということではないか。

○商工観光課長 そのとおりである。

○佐貫委員 重ねて、ホテルは固定資産相当、医療は建設費の一部、オフィスは賃貸借。得出しするのであれば、ほかより全部、例えばホテルも医療もオフィスも固定資産相当建設費…箱物、特にオフィスの新規だと箱物を造るというのは妥当だと思うが、その部分を奨励してないという理由があれば教えていただきたい。

○商工観光課長 まず、医療立地の建設費相当額というのがなぜかという、医療法人によっては、固定資産税が減免されている場合もあると聞いている。そのため、固定資産税相当額を交付するということになると、減免されているので交付できない、ということになるので建設相当額というふうに定めている。

オフィス立地に関しては、オフィスを借りる方…建設するというよりも、借りる方に対して、奨励金を出すというふうに考えているので、賃貸借料ということになる。

○佐貫委員 オフィスも造る…賃貸借をそもそもどこについて当局で想定しているかにもよるが、造って、オフィスや工場などを設営していくと思う。そこがないとそんなに…だから矢板市に行こうという取っかかりが弱いのではないかと。それについてはいかがか。

○商工観光課長 オフィス立地奨励金については、当初想定をしているのは、既存の建物、例えば、空き事務所などを利用してサテライトオフィスを…この新型コロナ感染症リスクによって、首都圏エリアからサテライトオフィスを求める、そういった事業者に対して、オフィス立地奨励金というものを用意して誘導したい、交流人口を回りたいという思いから、設置するものである。

そのため、新たな設置をするということまでは想定はしていない。

- 佐貫委員 そこが弱いのではないかなと思っている。方針の話になるが、そこはいかがか。
- 商工観光課長 栃木県オフィス移転推進補助金というものが、令和2年10月9日から令和3年3月31日までを対象期間として、県の事業として実施しているわけだが、この事業が3月31日で終わってしまうので、これを継承できるような制度というふうにまず考えたので、建物、箱物を造るということは、想定はしていなかった。
- 佐貫委員 分かるが、いろいろな原因は置いておいて、オフィスの新設のところの補助というのは付けていかないと、新たに矢板に来ようという呼び込みの水にはならないのではないか、という方針の話をしている。
- 商工観光課長 繰り返しの回答になってしまうが、既存の建物を利用して、というふうに考えたので、新たな箱物ということまでは考えていなかった。
- 佐貫委員 では、新たにまた機会があったら増やせるように考えていただきたい。
- 委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

- 委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。
つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

- 委員長 なければ議案に対する討論はこれで終了する。
これより採決する。議案第19号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

- 委員長 異議なしと認める。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決された。

【議案第20号】矢板市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

- 委員長 次に議案第20号を議題とする。提案者の説明を求める。
- 建設課長(津久井保) 議案書は68~71ページである。
議案の朗読は省略する。この条例の改正については、道路法及び道路構造令の一部が改正されたことにより、所要の整備を行うもの。
具体的にはまず69ページ、第9条として「自転車通行帯」を追加した。
70ページについては下から6行目、第34条中「横断歩道橋等」の次に「自動運行補助施設」を加えた。
また、「歩行者利便増進道路」が創設され、第45条にこれを追加した。
これらについては、いずれも国の基準に準じて改正されたものである。
説明は以上である。
- 委員長 これより議案第20号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
- 掛下委員 子どもたちが歩く道だが、那須塩原市を見ると緑に塗っている。だから

そういった、今回のこれとは別の提案だが、そういった子どもたちの通学路については区域で、歩道について緑に塗っているということをやっていたので、そういった考えを今後取り入れたらどうかと思うが、いかがか。

○建設課長 新年度予算の一部、そういったことで、色つきのものを造るのもあるの
で御理解いただきたい。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 20 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決された。

【議案第 21 号】矢板都市計画事業木幡土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について

○委員長 次に議案第 21 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○都市整備課長（柳田豊） 議案書の 72 ページ、73 ページを御覧願う。条例の廃止案の朗読に代えて、廃止内容を説明する。

本市の木幡土地区画整理事業においては、平成 10 年 11 月 4 日付で事業認可を受け、令和 3 年 3 月 31 日までを事業施行期間として実施してきたが、平成 28 年 3 月 4 日付で換地処分公告がなされ、清算処理や起債の償還を完了し、平成 30 年 4 月 1 日に特別会計条例の宅地造成事業削除により、一部改正施行されていることから、本条例の廃止をお願いするものである。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第 21 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 21 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決された。

【議案第 26 号】矢板市営住宅及び矢板市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について

○委員長 次に議案第 26 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○建設課長 議案書は 79 ページ。朗読は省略する。

今回の指定管理者の導入については、施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成するために導入するものである。既に全員協議会等で報告済みではあるが、矢板市施設管理公社に令和 3 年度から 3 年間、指定管理をするもの。

3 年間の指定管理料は 5,577 万 8,000 円となっている。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第 26 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 26 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 26 号は、原案のとおり可決された。

【委員長報告】

○委員長 以上で本委員会に審査を付託された案件の審査は全て終了したが、委員長報告については私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で経済建設文教常任委員会を閉会する。

(10 : 24)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

経済建設文教常任委員会委員長